

令和4年監公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査の結果に基づき、大府市長から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、その内容について別紙のとおり公表する。

令和4年1月5日

大府市監査委員 外 園 茂

大府市監査委員 丸 山 修

監査の対象 福祉子ども部地域福祉課

監査の期間 平成31年1月24日

監査の結果

No.	指 摘 事 項	措 置 状 況
1	<p>補助金の交付対象について (不適切な取扱い)</p> <p>補助金の支出の一部に、補助対象外経費として取り扱うもの(運営費等)が含まれていた。(29年度遺族会補助金)</p> <p>(検討事項)</p> <p>補助金の交付要綱において、交付対象は「事業に係る経費」とされているので、支出経費の内容を精査し、対象経費を明確にするよう検討されたい。</p>	<p>補助金交付要綱を改正し、補助対象経費を明確にしました。</p> <p>補助団体における補助金等の執行については、大府市補助金ガイドラインに沿った適正なものとなるよう指導に努めます。</p>